



三重県公報

平成28年12月20日（火）

第 2863 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
778	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
779	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
780	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
781	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	3
782	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
783	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	3
784	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
785	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
786	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	(同)	4
787	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	5
788	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
789	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	5
790	外国人住民国籍・地域別人口調査の実施	(多 文 化 共 生 課)	6
791	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	6
792	同件	(同)	6
793	同件	(同)	7
794	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	7
795	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	9
796	都市計画事業の認可	(都 市 政 策 課)	9
797	同件	(同)	9
公 告			
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	10
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(志 摩 建 設 事 務 所)	10
	同件	(企 業 庁)	16

告 示

三重県告示第 778 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
いのうえ整形外科	四日市市高角町西出口 1566	平成 28 年 12 月 1 日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	平成 28 年 12 月 1 日
佐久間歯科医院	桑名市常盤町 71	平成 28 年 11 月 1 日
かわしま歯科	四日市市高角町字境田 2564-1	平成 28 年 9 月 1 日
横山歯科	伊勢市宮町 1 丁目 3-19	平成 28 年 11 月 1 日
ファーマライズ薬局日永店	四日市市日永西三丁目 17 番 19-2	平成 28 年 11 月 1 日
ウエルシア薬局四日市蒔田店	四日市市蒔田 2 丁目 1-2	平成 28 年 12 月 1 日
フラワー薬局桔梗が丘中央店	名張市桔梗が丘 5 番町 4 街区 14 番	平成 28 年 12 月 1 日
佐藤医院訪問看護ステーション	桑名市大央町 21-15	平成 28 年 12 月 1 日
心の訪問看護ステーションひなが	四日市市大字日永 5045 番地	平成 28 年 11 月 1 日

三重県告示第 779 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ファーマライズ薬局日永店	四日市市日永西三丁目 7-22	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
鈴鹿みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里 175	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿店	鈴鹿市国府町字井口 57-21	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿住吉店	鈴鹿市住吉 2 丁目 17 番 3 号	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局 亀山店	亀山市東御幸町 216-2	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局菰野店	三重郡菰野町大字福村 64-6	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局磯部店	志摩市磯部町迫間 49-15	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局恵利原店	志摩市磯部町恵利原 1529	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
サエラ薬局ひなが店	四日市市日永西 3 丁目 5-38	四日市市日永西 3 丁目 17-19-1	平成 28 年 11 月 1 日

三重県告示第 780 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
佐久間歯科医院	桑名市常盤町 71	平成 28 年 10 月 31 日
横山歯科	伊勢市宮町 1 丁目 3-24	平成 28 年 10 月 31 日
中西歯科医院	志摩市浜島町浜島字出湯 3096	平成 28 年 11 月 15 日
ファーマライズ薬局日永店	四日市市日永西 3-7-22	平成 28 年 10 月 31 日

三重県告示第 781 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
スマイル調剤薬局 下村店	松阪市下村町字樋口 997-3	有限会社 メディカル・サポート	松阪市下村町字樋口 997-3	平成 28 年 8 月 1 日	居宅療養管理指導
スマイル調剤薬局 下村店	松阪市下村町字樋口 997-3	有限会社 メディカル・サポート	松阪市下村町字樋口 997-3	平成 28 年 8 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 782 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
酒井 梨名	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティハイツ K102 号	平成 28 年 11 月 1 日
藤井 重嘉		四日市市青葉町 800 番地 89	平成 28 年 11 月 1 日
岡田 大史		四日市市青葉町 800 番地 89	平成 28 年 11 月 1 日
森 崇男	すずらん接骨院	志摩市大王町波切 3626-15	平成 28 年 11 月 23 日

三重県告示第 783 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
榑 佳久	訪問医療マッサージ KE i ROW 四日市あけぼのステーション	四日市市曙二丁目 1-5	訪問医療マッサージ KE i ROW 津ステーション 津市広明町 371 ハシモトビル 1F101	平成 28 年 10 月 11 日
大田 勝央	こたつ訪問・鍼灸マッサージ治療院	四日市市安島一丁目 6-14 ラ・テラビル 2F	事業所名称なし 四日市市青葉町 800 番地 89	平成 28 年 11 月 1 日
島村 元	こたつ訪問・鍼灸マッサージ治療院	四日市市安島一丁目 6-14 ラ・テラビル 2F	事業所名称なし 四日市市青葉町 800 番地 89	平成 28 年 11 月 1 日

三重県告示第 784 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

平成28年12月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
いのうえ整形外科	四日市市高角町西出口 1566	平成 28 年 12 月 1 日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	平成 28 年 12 月 1 日
佐久間歯科医院	桑名市常盤町 71	平成 28 年 11 月 1 日
かわしま歯科	四日市市高角町字境田 2564-1	平成 28 年 9 月 1 日
横山歯科	伊勢市宮町 1 丁目 3-19	平成 28 年 11 月 1 日
ファーマライズ薬局日永店	四日市市日永西三丁目 17 番 19-2	平成 28 年 11 月 1 日
ウエルシア薬局四日市蒔田店	四日市市蒔田 2 丁目 1-2	平成 28 年 12 月 1 日
フラワー薬局桔梗が丘中央店	名張市桔梗が丘 5 番町 4 街区 14 番	平成 28 年 12 月 1 日
佐藤医院訪問看護ステーション	桑名市大央町 21-15	平成 28 年 12 月 1 日
心の訪問看護ステーションひなが	四日市市大字日永 5045 番地	平成 28 年 11 月 1 日

三重県告示第 785 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

平成28年12月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ファーマライズ薬局日永店	四日市市日永西三丁目 7-22	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
鈴鹿みなみ薬局	鈴鹿市国府町字保子里 175	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿店	鈴鹿市国府町字井口 57-21	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局 鈴鹿住吉店	鈴鹿市住吉 2 丁目 17 番 3 号	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局 亀山店	亀山市東御幸町 216-2	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局菰野店	三重郡菰野町大字福村 64-6	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局磯部店	志摩市磯部町迫間 49-15	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
ファーマライズ薬局恵利原店	志摩市磯部町恵利原 1529	東海ファーマライズ株式会社	平成 28 年 10 月 1 日
サエラ薬局ひなが店	四日市市日永西 3 丁目 5-38	四日市市日永西 3 丁目 17-19-1	平成 28 年 11 月 1 日

三重県告示第 786 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出がありました。

平成28年12月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
-----------	-----	-------

佐久間歯科医院	桑名市常盤町 71	平成 28 年 10 月 31 日
横山歯科	伊勢市宮町 1 丁目 3-24	平成 28 年 10 月 31 日
中西歯科医院	志摩市浜島町浜島字出湯 3096	平成 28 年 11 月 15 日
ファーマライズ薬局日永店	四日市市日永西 3-7-22	平成 28 年 10 月 31 日

三重県告示第 787 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の種類
スマイル調剤薬 局 下村店	松 阪 市 下 村 町 字 樋 口 997-3	有限会社 メディ カル・サポート	松 阪 市 下 村 町 字 樋 口 997-3	平成 28 年 8 月 1 日	居 宅 療 養 管 理 指 導
スマイル調剤薬 局 下村店	松 阪 市 下 村 町 字 樋 口 997-3	有限会社 メディ カル・サポート	松 阪 市 下 村 町 字 樋 口 997-3	平成 28 年 8 月 1 日	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導

三重県告示第 788 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
酒井 梨名	こころ四日市治療院	四日市市小杉新町 187 シティ ハイツ K102 号	平成 28 年 11 月 1 日
藤井 重嘉		四日市市青葉町 800 番地 89	平成 28 年 11 月 1 日
岡田 大史		四日市市青葉町 800 番地 89	平成 28 年 11 月 1 日
森 崇男	すずらん接骨院	志摩市大王町波切 3626-15	平成 28 年 11 月 23 日

三重県告示第 789 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
榑 佳久	訪問医療マッサージ KE i ROW 四日市 あけぼのステーショ ン	四日市市曙二丁目 1-5	訪問医療マッサージ KE i ROW 津ステーション 津市広明町 371 ハシモ トビル 1F101	平成 28 年 10 月 11 日
大田 勝央	こたつ訪問・鍼灸マッ サージ治療院	四日市市安島一丁目 6-14 ラ・テラビル 2F	事業所名称なし 四日市市青葉町 800 番地 89	平成 28 年 11 月 1 日

島村 元	こたつ訪問・鍼灸マッ サージ治療院	四日市市安島一丁目 6-14 ラ・テラビル 2F	事業所名称なし 四日市市青葉町 800 番地 89	平成 28 年 11 月 1 日
------	----------------------	--------------------------------	---------------------------------	------------------

三重県告示第 790 号

外国人住民国籍・地域別人口調査を次のとおり実施します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 調査の目的

三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の基準となる期日

平成 28 年 12 月 31 日

3 調査対象者

平成 28 年 12 月 31 日現在で各市町の住民基本台帳に登録されている外国人住民

4 調査の報告者

全 29 市町の各担当課

5 調査の方法

調査票を郵送で配付し、郵送、電子メール又は F A X で回答

6 調査の主な内容

国籍・地域別人口

三重県告示第 791 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

津市美杉町八手俣字寺広 1197 の 1、1198、1213 から 1215 まで、1218 から 1221 まで

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 792 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

松阪市伊勢寺町字堀坂 2855 の 4、2855 の 8

2 保安林指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 793 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

尾鷲市須賀利町字目籠 413、413 の 1、414、415、456、459、字田ノ崎 451

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 794 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) リードタウン名張

名張市夏見字下川原 249 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
-----	-----	--------

株式会社リードテック	鈴鹿市南玉垣町 6507 番地の 2	上野 直人
------------	--------------------	-------

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ中部株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号	鈴木 芳知
未定	未定	未定

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 29 年 7 月 31 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,065 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	200 台	縦覧による
合計	200 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	116 台	縦覧による
合計	116 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	272 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	35 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	70 m ²	縦覧による
合計	377 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	22.20 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	14.58 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	6.00 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 4	5.10 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 5	1.50 m ³	縦覧による
合計	49.38 m ³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ中部株式会社	午前 7 時	午前 0 時
未定		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 6 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	縦覧による

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで

荷さばき施設 3	午前 6 時から午前 7 時まで
----------	------------------

- 7 届出の日
平成 28 年 11 月 30 日
- 8 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 28 年 12 月 20 日から平成 29 年 4 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 795 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者からなされた届出（変更の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
岡本総本店 津店
津市南丸之内 17-29
- 2 津市から聴取した意見
その他事項
現在営業中の岡本総本店津店の 1 階部分のスーパーへの変更計画に関して、当該店舗は養正小学校及び西橋内中学校の校区に位置し、店舗の接道は児童生徒の通学路となっている。店舗の来客車両の通行について、車両出入口付近に交通誘導員を配置する等、登下校時の交通安全対策について配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 28 年 12 月 20 日から平成 29 年 1 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 796 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画公園事業
9 号霞ヶ浦緑地
- 3 事業施行期間
平成 28 年 12 月 20 日から平成 33 年 7 月 31 日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
四日市市大字羽津、大字羽津字戌亥新田及び大字羽津字八幡新田
(2) 使用の部分
なし

三重県告示第 797 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同

法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
四日市市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四日市都市計画公園事業
3号中央緑地
- 3 事業施行期間
平成 28 年 12 月 20 日から平成 33 年 7 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
四日市市日永東 1 丁目
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画学校
13 神社・大湊小学校
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 28 年 12 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
平成 28～31 年度 三重県志摩庁舎清掃・警備業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日（火）とします。
ただし、契約の履行期間は、平成 29 年 3 月 31 日（金）から平成 32 年 3 月 31 日（火）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 9
 - (5) 総合評価方式による一般競争入札

本件入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。

カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績を含みます。）があること。

キ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。

ク 警備業務の実施体制のうち、1名以上は警備業法による施設警備業務検定1級又は2級の資格を有する者であること。

ケ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により本件入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本件入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

本件入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成29年1月18日（水）12時までに、調達システムにより本件入札に参加する場合にあっては調達システムに登録し、書面により本件入札に参加する場合にあっては14に記載する所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(5)までの書類を12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(4) 2(2)カを証明する書類（技術提案書の提出時において確認できる場合は不要です。）

(5) 2(2)ケを確認できる書類

5 技術提案書の作成について

(1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。

(2) 提出部数は2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。

- (3) 原稿サイズは、A4 を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね 300 ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本、副本ともに、目次、ページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおりに編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。

- (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

エ 施設警備業務検定 1 級の資格を有する者

オ 施設警備業務検定 2 級の資格を有する者

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 配置予定清掃従業員の貴社での経験年数

イ 配置予定警備員の実務経験年数

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表により技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、専任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて 3 名以内とします。

なお、詳細は 12(4)に掲げる日程及び方法により実施します。

- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は 0 点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が 0 点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は 0 点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後、無効とし、落札者としません。

7 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 別記「落札者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108（平成31年10月1日以降については、100分の110とします。）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

(7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成29年1月6日（金）12時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、平成29年1月13日（金）までに、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成 29 年 1 月 18 日（水）12 時まで、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書」（第 1 号様式）を、14 に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、平成 29 年 2 月 1 日（水）までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成 29 年 2 月 3 日（金）15 時まで、14 に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14 に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は、平成 29 年 2 月 13 日（月）の予定です。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、説明は 15 分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

平成 29 年 2 月 17 日（金）14 時まで、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第 71 条第 7 号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、平成 29 年 2 月 8 日（水）から同月 17 日（金）14 時まで、指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

（指定する郵便局）

三重県志摩市阿児町鶴方 4879 阿児郵便局

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：517-0501

指定する郵便局の住所：三重県志摩市阿児町鶴方 4879

指定する郵便局：阿児郵便局留め

受取人：三重県志摩建設事務所 総務・管理・建築室 総務課

案件名：三重県志摩庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 2 月 17 日（金）14 時 30 分

場所 14 に掲げる所属

※ 開札に立ち合いを希望される場合は、14 に掲げる所属に、開札日の 1 週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にとっては、平成 29 年 2 月 22 日（水）17 時まで、4(2)から(5)までの書類を 14 に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

13 調達システム利用登録申請を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課 企画支援班
電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒517-0501 三重県志摩市阿児町 3098-9
三重県志摩建設事務所 総務・管理・建築室 総務課 担当 中尾
電話 0599-43-5125 F A X 0599-43-1353

15 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Cleaning and Security Service of Shima Bureau Building of Mie Prefecture
- (2) Bid Submission Deadline:
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, February 17, 2017.
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, February 8, 2017 and 2:00 P.M. on Friday, February 17, 2017.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Friday, February, 17, 2017.
- (4) Managing Authority:
Shima Construction Office, Mie Prefecture
3098-9 Ugata, Ago-cho, Shima city, Mie, 517-0501, Japan
TEL:0599-43-5125

別記「落札者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について 300 点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 = $300 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記 1 及び 2 で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1 点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第 2 位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき。）の対応

- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

- (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が高異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1 とし、「価格評価点」300 点、「技術評価点」300 点の計 600 点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	100	18
		履行体制及び品質保証取組		60
		苦情処理		5
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		7
	技術要件 (警備業務)	研修体制	100	18
		履行体制		60
		苦情処理		5
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		7
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		地域社会貢献度		20
全般	業務の取組姿勢	40	40	
合 計			600	600

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

平成28年12月20日

三重県企業庁長 松 本 利 治

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成28年度 ご発 第1-分0002号 三重ごみ固形燃料発電所 RDF焼却・発電施設定期点検整備業務

(2) 業務の特質等

業務に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内
の入札情報サービスシステム（物件調達）から入手することができます。

(3) 履行期間

平成29年3月15日（水）から平成30年3月14日（水）とします（契約締結日から平成29年3月14日（火）までを準備期間とし、この期間に受注者は業務内容を習熟するとともに、発注者の責に基づく業務の引継ぎを受けるものとします。）。

(4) 業務履行場所

三重県桑名市多度町力尾地内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 共同企業体（自主結成とします。）として参加する場合は、三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転等管理業務委託等に係る共同企業体取扱要綱（以下「共同企業体取扱要綱」といいます。）に基づき結成したものであること。また、共同企業体の構成員全てが調達システムの登録確認を受けていること。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 共同企業体での参加の場合は、構成員の全てがアからウまでに該当していること。

オ 単独又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上のものに限ります。以下同じ。）である元請として、平成13年度以降に完成し、かつ、引渡しが進んでいる本業務と同種業務の履行実績を資料提出日において有すること。「本業務と同種業務」とは、汽力を原動力とする火力発電施設又は一般廃棄物処理施設（焼却施設に限ります。）におけるボイラー設備の新設、増設、改良、取替、修繕又は点検（目視のみによる点検は除きます。）の実績をいいます。

なお、共同企業体での参加の場合は、構成員のいずれかが実施実績を有していれば足りるものとしますが、共同企業体の構成員が個々に有する実施実績年数を合計することはできません。

また、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する事業者にあつては、我が国における実績とします。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)アの申請書を提出するまでに5(3)に掲げる調達システム担当部に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

(1) 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、アに掲げる申請書を平成29年1月16日（月）16時までに、調達システムで入札する場合にあつては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあつては5(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、共同企業体として入札に参加する場合は、上記アの申請書に代えてイに掲げる書類を平成29年1月10日（火）16時までに書面により5(1)の場所に提出してください。共同企業体により参加する場合は、代表者以外の構成員は、共同企業体の代表者に入札に関する一切の権限を委任することとします。

ア 三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

イ 共同企業体にあつては、共同企業体取扱要綱第11条に基づく次の書類

(ア) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書

(イ) 特定共同企業体協定書（写し）

(ウ) 使用印鑑届

(エ) 委任状

(2) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書の提出を求めます。

- (3) 落札候補者にあつては、アからウまでに掲げる書類を平成 29 年 2 月 3 日（金）12 時まで 5(1)の場所に提出してください。
- ア 実施実績を証明する書類
- イ 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- ウ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し
- (4) 上記(1)から(3)までの書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。また、開札後に参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾
三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所 担当 鈴木
電話 0594-32-3468 ファクシミリ 0594-32-3469

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 29 年 1 月 30 日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 29 年 1 月 18 日（水）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 1 月 31 日（火）10 時まで
入札書と合わせて入札金額内訳書を調達システムより提出してください。

イ 書面による入札の場合は、調達説明書（仕様書）の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、東員笹尾郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 29 年 1 月 31 日（火）10 時

なお、入札書は平成 29 年 1 月 23 日（月）から 1 月 31 日（火）10 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先 住所 〒511-0232 三重県員弁郡東員町笹尾東 2-31-2

宛先 東員笹尾郵便局留め

受取人 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所

案件名 三重ごみ固形燃料発電所 R D F 焼却・発電施設定期点検整備業務 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 1 月 31 日（火）10 時 30 分

場所 (1)に同じです。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成 19 年三重県企業庁管理規程第 4 号。以下「規程」といいます。）第 158 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合

は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規程第166条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上となります。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りません。）

(イ) 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所運転等管理業務委託等における低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

エ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本件入札を延期又は中止することがあります。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本件入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本件入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Periodic Inspection and Maintenance of Refuse Derived Fuel Incineration and Power Generation Facility.

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Tuesday, January 31, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, January 23, 2017 and 10 : 00 A.M. on Tuesday, January 31, 2017.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Tuesday, January 31, 2017.

(4) Managing Authority :

Mie Refuse Derived Fuel Power Plant Office, Mie Prefecture Public Utilities Agency

Chikarao, Tado-Cho, Kuwana city, Mie, 511-0125, Japan

TEL: 0594-32-3468

(5) Applications must be made in Japanese.

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
